## 佐賀県告示第百三十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道 路

の区域を次のとおり変更する。

供する。 三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月 般の縦覧に

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古 川

康

二 〇 四 号	及び路線名		
で 大 保 保 七 七 五 田 川 六 一 二 番 市 肥 前 町 五 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	で 大津市 中 上 一 一 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	区	道
万賀里川字でがある。	五番二地先ま一地先から一地先から	間	路
前	後	後 の 別 前	の
九 <sub>5</sub> 六 · · · 二 〇	一 七 · 五 〇	メートル	区
    	一 二 · 九	メートル長	域